令和3年度北海道子ども・若者支援地域協議会 説明要旨

1 議事 (1)各構成機関における取組について

ア 子ども・若者の支援に関係する取組について

<資料2 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に 関係する業務・事業(令和3年度)>

- 各構成機関の取組について事業等を取りまとめました。
- 前回開催時の資料との主な変更点は、次のとおりです。
 - ✓ 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部における「求職者支援訓練」 や「離職者訓練(施設内訓練)」の事業概要の修正
 - ✓ 各若者サポートステーションにおけ地域若者サポートステーション事業の 対象年齢(就職氷河期世代(40歳代)まで)の拡大(サポステ・プラス 事業)
 - ✓ あさひかわ若者サポートステーション/サポステ・プラスにおける新たな取組「地域活性化雇用創造プロジェクト」の追加
 - ✓ NPO 法人ワーカーズコープにおける生活困窮者を対象にした新たな取組 「就労準備支援事業」の追加
 - √ 北海道保健福祉部障がい者保健福祉課における新たな取組「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業」の追加
 - ✓ 北海道教育庁学校教育局高校教育課における新たな取組「高校生就業体験 活動推進事業」の追加、他事業の事業概要の修正

イ 新型コロナウイルス感染症の影響による新たな取組等について

< 資料3 新型コロナウイルス感染症の影響による新たな取組等>

- 各構成機関におけるコロナ禍における新たな取組を取りまとめました。
- 構成機関の多くが新たに感染リスクや移動時間を低減できるオンラインによる相談・支援事業等を取り組んでいます。

1 議事 (2)構成機関からの意見照会事項について

<資料 4 構成機関からの意見照会事項の取りまとめ結果>

- 次の4項目について意見照会があり、回答を取りまとめました。
 - 1 ひきこもりの当事者への具体的なアプローチ方法(照会元:あさひかわ若者サポートステーション/サポステ・プラス)
 - 2 障害者の障害者雇用以外の就労実績及び企業・関連機関との連携・関係構築方法(照会元: あさひかわ若者サポートステーション/サポステ・プラス)
 - 3 コロナ禍における就労体験、職場体験等の受入先開拓や受入先との感染症 対策に関する事前協議等について(照会元:くしろ若者サポートステーション)

4 地域資源の少ない地域における、複合的な課題を有する支援対象者に関してのネットワーク作りについて(照会元:くしろ若者サポートステーション)

2 報告事項 子供・若者育成支援推進大綱について

〈資料5 子供•若者育成支援推進大綱〉

- 子ども・若者育成支援推進法(平成22年4月施行)に基づき、平成22年度に第1次大綱が策定され、その後、平成27年度に第2次大綱、令和3年度に第3次大綱として改訂されました。
- ・ 第3次大綱では、情報化、国際化、少子高齢化の急激な進行に加え、近年、深刻さを増す孤独・孤立の問題などの子どもや若者を取り巻く環境を踏まえ、子どもや若者が過ごす「居場所」である家庭、学校、地域社会、情報通信環境、就業ごとに現状と課題を整理し、次の5つの柱を施策展開の基本的な方針として、子ども・若者の育成支援を総合的に推進することとしています。
 - 1 全ての子供・若者の健やかな育成
 - 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
 - 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
 - 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
 - 5 子供・若者の成長を支える担い手の育成・支援

2 報告事項 構成機関からの情報提供事項について

<資料6 構成機関からの情報提供事項>

- 次の5つの構成機関から情報提供がありました。
 - 1 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定部
 - 2 法務省札幌矯正管区
 - 3 札幌少年鑑別所(法務少年支援センターさっぽろ)
 - 4 北海道ひきこもり成年相談センター
 - 5 オホーツク若者サポートステーション

2 報告事項 困難を有する子ども・若者のための相談先一覧について

- <資料7 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための 相談先一覧について>
 - 当事者及びその家族等が相談できる窓口を周知するため、北海道のホームページに「北海道子ども・若者支援地域協議会」のページを設け、各種相談窓口を掲載しています。
 - https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/tiikikyougikainew.html
 - 内容は、ご確認いただき修正しておりますが、今後、掲載内容に変更があった場合は、随時ご連絡くださるようお願いいたします。